資料1

30キロ圏に拡大せず

原子力安全委・06年防災指針

国際基準へ「見直し不要」

原発事故に備えて防災対策を重点的に充実する地域(EPZ)について、原子力安全委員会の専門部会が2006年、原発から半径約8～10キロ圏としている「防災指針」の範囲を、国際原子力機関(IAEA)が目安とする「半径5～30キロ圏」と比較した結果、見直す必要はないとして拡大しなかったことが20日までに明らかになった。

福島第1原発事故では、EPZを超えて半径20キロ圏が住民の立ち入りを禁じる警戒区域、半径30キロ圏外でも積算の放射線量が多い一部地域が計画的避難区域に指定され、市民生活に深刻な影響が及んだ。

安全委の認識の甘さが問われる事態で、安全委事務局は「範囲の見直しは、長期間議題にならなかった。早い段階で再検討すべきだった」として、今後見直す方針。

事故後、EPZを前提に防災計画を策定している全国の自治体には戸惑いが広がり、国に見直しを求める声が続出。独自にEPZ拡大を模索する動きも相次いでいる。

専門部会は06年、防災指針を検討する会合を5回にわたって開催。EPZについては、IAEAが「緊急時の防護措置を計画する範囲」として示した半径5～30キロ圏と照らし合わせるなどした。

議事録によると、安全委事務局は、EPZの範囲に関して「(半径10キロで)十分余裕を持ったもい」としている。

福島第1原発に関係した地域・区域

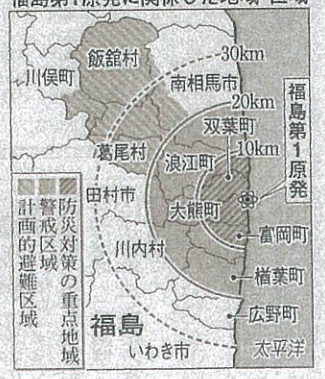

のになっている」とし、IAEAも各国独自の判断を認めていると説明。安全委員や専門部会の委員も、範囲見直しには踏み込まず「あえて追加的な措置を盛り込む必要はない」と結論づけた。

防災指針は、現実には起こり得ないとされる事故の際にも(EPZの)外側では屋内退避や避難等の防護措置は必要ない」としている。

長期対策にも不備

―元委員「慢心あった」

福島第1原発事故により、原子力安全委員会が策定した「防災指針」の不備が判明した。防災対策の重点地域(EPZ)の範囲設定の甘さに加え、事故が長期化した場合の対策も具体的に記されておらず、混乱に拍車を掛けた。「想定外というより、われわれに慢心があった」(松原純子・元原子力安全委員長代理)との声もあり、指針見直しには厳しい目が向けられそうだ。

福島県の地域防災計画は、EPZを基に、福島第1原発と第2原発からそれぞれ半径10キロ圏にある6町について、原子力防災計画を定める自治体と明示。原発事故を想定した防災訓練も、県と6町で行ってきた。

今回の事故で、一部地域が半径20キロ圏の警戒区域となった南相馬市には、原発事故を想定した具体的な防災計画はない。同市の担当者は「防災訓練は地震と水害だけを考えていた」とし、避難経路・場所も事前に定めていないため住民避難が混乱したと指摘する。

また防災指針では、放射線防護が長期にわたって必要となる事態を想定していない。今回の事故では、避難の基準となる長期間の被ばく放射線量、学校利用の可否を判断する放射線量、避難住民の一時帰宅での許容範囲や時間、農作物の出荷や作付けなど、広範囲で基準を次々に求められ、場当たり的に打ち出すことになった。

防災指針の内容を検討した2006年の安全委専門部会で、一部委員が長期的対策について「飲食物の摂取制限しか示されていない」と問題視した。だが最終的に「関係者が非常に多岐にわたり、複雑な側面を有している」との結論に至り、具体策は指針に盛り込まれなかった。

この結論が予見した通り、基準づくりに誰がかかわり最終的に誰が決めるのか、根拠がないまま事態が進んだ。

先送りされた問題が事故後の混乱に拍車を掛けた形。松原氏は「課題がいろいろあったにもかかわらず、安全委の中には日本でチェルノブイリのような事故は起きないという空気があった」と語った。